

奈良県告示第三百五十号

昭和三十九年四月奈良県告示第一号（分任出納員への事務の委任）の一部を次のように改正し、令和四年三月二十一日から施行する。

令和四年三月十八日

奈良県知事 荒井正吾

表県税事務所及び自動車税事務所に勤務する出納員の項の次に次のように加える。

なら歴史芸術文化村に勤務する出納員	一 なら歴史芸術文化村条例（令和二年十月奈良県条例第二十一号）に基づく観覧料の収納を行うこと。 二 なら歴史芸術文化村に係る諸収入の収納を行うこと。	なら歴史芸術文化村に勤務する分任出納員
-------------------	---	---------------------